

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年10月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

- | | |
|-----------|--|
| 1.招集委員 | 13名 |
| 2.出席委員 | 10名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 高橋 隆 4番 黒澤 ちよ子
5番 本間 仁一 6番 青木 憲一 8番 伊藤 圭一
9番 神尾 篤志 10番 朝倉 善則 12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀 |
| 3.欠席委員 | 3番 山岸 誠 7番 浅野 厚司 11番 鈴木 正徳 |
| 4.出席事務局職員 | 南陽市農業委員会 事務局長補佐 梅津 智也
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎 |
| 5.付議事件 | 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第6 議第37号 非農地証明願に対する可否について
日程第7 議第38号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について |

6.

(開会：ときに午後1時30分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和6年10月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、10名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、3番 山岸誠委員、7番 浅野厚司委員、11番 鈴木正徳委員の3名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

6番 青木憲一委員、8番 伊藤圭一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

6番 青木 憲一 委員

8番 伊藤 圭一 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

次に、日程第4 報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

梅津事務局長補佐

ただ今上程されました、報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第14号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 771㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

梅津事務局長補佐 ただ今上程されました、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件、賃貸借件設定1件、合計2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。
議案書は2ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計245㎡を所有権移転し、駐車場の雪押場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 1,070㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第36号の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番
(渡沢寿委員) 10月18日に、私と安達芳紀委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で5条2件の現地調査を行いました。
2件について申請通りであったことをご報告いたします。
以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

梅津事務局長補佐 ただ今上程されました、議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第37号につきまして、ご説明します。
議案書3ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外3筆 登記地目田が1, 519㎡、畑が399㎡ 合計1, 918㎡が、平成2年から住宅敷地として利用し、現在に至っているものです。
なお、面積が大きく、申請地のうち1部は、木が生えて山林化しているところもございます。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番 (安達芳紀委員) 10月18日に、私と渡沢寿委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で非農地1件の現地調査を行いました。
本案件については申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

梅津事務局長補佐 ただ今上程されました、議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年10月11日付け農第999号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、所有権移転1件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第38号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は4ページからです。7ページにつきましては、総括表となっております。
所有権移転が1件で計画面積が田3,421㎡となっております。
8ページをご覧ください。所有権移転1件について申し上げます。
1番であります、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ▲▲字▲▲の田2,771㎡と▲▲字▲▲の田650㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。

嶋貫農地係長 なお、総額で45万円となっておりますが、▲▲字▲▲については当初予定になかった所有権移転で、管理がしにくいというところも含め、▲▲の田と一緒に管理していただくということで双方の協議により無償となっております。
以上でございます。

議長(高橋会長) これより本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年10月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時43分)